

学童保育指導員基礎研修レポート

| | | | |
|------|--|-----|------|
| 日 時 | 2022 年 12 月 11 日 (日) 13 時 30 分～16 時 30 分 | | |
| 研修科目 | 社会福祉概論 | 氏 名 | 平岩葉介 |

社会福祉とは何か？まずはその定義から。本講義より、古川孝順（2021）『社会福祉学の原理と政策 - 自律生活と生活協同体の自己実現』有斐閣によれば、「社会福祉とは、現代の社会において社会的にバルネラブルな状態にある人びとにたいして社会的、公共的に提供される生活支援策の一つであり、人びとの自律生活を支援し、その自己実現と社会参加を促進するとともに、生活協同体としての社会の保全、存続、発展に寄与することを目的とする施策の体系である。より具体的には、社会福祉とは、生活上に不安、困難、支障のある人びとの自律と生活協同体を支援することを目的に、国、自治体、民間の組織や団体、さらには市民によって提供される生活支援の政策、制度、援助であり、それらを支え、方向づける専門的な知識や技術の総体である」とある。ちなみに、バルネラブルとは、生活上の不安、困難、支障に陥りやすいという意味である。

社会福祉は、対象別にみると、高齢者福祉、障害者福祉、児童/家庭福祉、貧困に対する支援（生活保護、生活困窮者自立支援）などにわけられ、学童保育は、そのうちの児童/家庭福祉の分野に位置づけられる。法律でみれば、社会福祉法第 2 条 3 の 2 に放課後児童健全育成事業（学童保育のこと）が保育所（保育園のこと）と並列で明記されている。

前掲の定義を僕なりに解釈すると、「学童保育は、社会的にバルネラブル（働きながら子育てしたいけれども、現代社会で共働きやひとり親で子育てするのは、仕事を休みにくかったり、経済的な不安を抱えたり、子どもにさみしい思いをさせてしまうのではと悩んだり）な保護者に、受益者負担として一定の利用料は発生するけれども、行政が補助金をつけ、公共財（公共施設や公務員）を提供し、研修などで養成された専門性をもった学童保育指導員が子どもたちを保育し、保護者を支援することで、そのような保護者や子どもが、自律生活（自立ではなく自律なので、自分の人生を自分で決めるというニュアンスが適切か）と自己実現ができ、社会の一員として経済活動の一翼？一部？を担うことで、日本経済が発展し、ひいては地域の治安も保たれる（子どもが放課後に野放しになると非行少年になるとするのは昔話か）という社会福祉のひとつである」と言えるかもしれない。

というようにみていくと、学童保育は社会福祉のひとつであると言えるのだが、学童保育を利用できている子どもや保護者は、その社会福祉の恩恵？にあずかっているもので、それはそれで良いけれども、いわゆる待機児童となって学童保育を利用できない保護者や子どものことは、どう考えれば良いのだろうか？はたまた本来は、誰がどうみても学童保育の対象になる子どもであると思われるのに、放課後や学校休業日に子どもだけでフラフラしているのは、社会福祉の観点から、どう考えていけば良いのだろうか（日本の治安が良いということはなしとして）。

かなり前に、ある保護者から「学童保育を利用している子どもは幸せだよ」と言われたことがある。まさにそのとおりで、学齢期の子どもたちの成長過程においては、大人の支えが不可欠である。低学年は、まだ幼児の幼さを残しているため、まさに近くに大人がいなければ精神的に不安を抱えるし、安全面にも配慮が必要である。中学年から高学年になるにつれ、幼児性は少なくなっていくが、精神的に成熟していく過程であるため、生活していく上でのさまざまな葛藤をなかなか乗り越えられない場面に遭遇する。そこに介在できる身近な大人がいることは、子どもたちにとって幸せである。学童保育の福祉はそういうところにあるような気がする。 おわり